

専門実践教育訓練給付金受給予定の方へ〈令和4年度版〉

1 訓練講座の名称及び指定番号

指定講座名	指定番号	受講開始年月日	受講終了年月日
保健看護学部保健学科	0910003-1510011-7	入学の日（令和4年4月8日）	卒業の日（令和5年3月10日）
歯科技術学部歯科衛生学科	0910003-1510021-0	入学の日（令和4年4月8日）	卒業の日
歯科技術学部歯科技工学科	0910003-2010011-7	入学の日（令和4年4月8日）	卒業の日

2 学校が交付する書類及び時期

給付の種類	詳細	学校が交付する必要書類	交付申請方法	交付時期
教育訓練給付金 （訓練中）	教育訓練給付金の支給申請に必要な書類を交付します。 （半年ごと）	教育訓練給付金支給申請書（様式33号の2の4） 教育訓練給付受講証明書／専門実践教育訓練修了証明書※1 領収書	支給単位期間終了時 ※2、指定用紙に必要な事項を記入のうえ、 証明書交付願と併せて 担任に提出 してください。	1週間程度で発行し、担任を通じてお渡しします。
教育訓練給付金 （訓練修了時）	訓練修了後の追加支給申請※3時に必要な書類を交付します。	教育訓練給付金支給申請書（様式33号の2の5） 専門実践教育訓練修了証明書※4 領収書※5	卒業前 に、 <u>証明書交付願（卒業生用）</u> に発行手数料分の <u>収入証紙を貼付</u> し、必要事項を記入した指定用紙とともに 学生課に提出 してください。	卒業時にお渡しします。
基本手当	雇用保険の基本手当受給資格の決定を受け、失業の認定を受ける必要のある方に必要書類を交付します。 （28日ごと）	教育訓練受講証明書（別紙10）	認定の1週間前まで に、指定証紙に必要な事項を記入のうえ、証明書交付願と併せて 担任に提出 してください。	1週間程度で発行し、担任を通じてお渡しします。
教育訓練支援給付金	教育訓練支援給付金の支給申請（失業の認定）に必要な書類を交付します。 （2か月ごと）	教育訓練支援給付金受講証明書（様式第33号の2の7）	認定の1週間前まで に、指定証紙に必要な事項を記入のうえ、証明書交付願と併せて 担任に提出 してください。※6	1週間程度で発行し、担任を通じてお渡しします。

- ※1 最後の支給単位期間に係る支給申請の場合は、卒業時に他の書類と併せて**専門実践教育訓練修了証明書**を交付します。
- ※2 最後の支給単位期間に係る支給申請をする場合は、**卒業前**に交付申請をお願いします。
- ※3 下記の条件を全て満たした場合、教育訓練経費の70%（各支給単位期間に50%相当額としてすでに支給されている額との差額の追加支給）の支給を受けることができます。

受講した教育訓練給付に係るとして定められた**資格を取得**すること。

教育訓練を**受講修了**すること。

受講修了日の翌日から起算して1年以内に**雇用保険の被保険者として就職**すること。

- ※4 訓練中最後の支給単位期間に係る支給申請をしていない場合のみ交付します。
- ※5 未納の入学料又は受講料について追納があった場合等、教育訓練経費に変更があった場合に交付します。
- ※6 教育訓練給付金の支給申請期間（半年ごと）と教育訓練支援給付金の認定日（2か月ごと）が同時期にあたる場合は、「教育訓練給付金（訓練中）」欄に記載の書類も併せて交付申請してください。

3 注意事項

- 1 教育訓練給付受講証明書は、受講認定基準を満たした場合のみ発行します。欠席が多い場合や単位が取れない場合は発行できません。
- 2 各種証明書及び領収書の作成は時間がかかります。**必要となる1週間前**には、証明書交付願を提出してください。
- 3 令和4年度の支給単位期間は、**令和4年4月8日～令和4年10月7日、10月8日～令和5年4月7日（保健学科、卒業学年は令和5年3月10日）**です。
- 4 本校は受講日の変更は原則できません。講義を欠席することがないように、職業安定所に通う日時はよく考えてください。
- 5 旧住所で手続きをし、宇都宮市に引っ越してきた方は、宇都宮職業安定所が窓口になります。まだ宇都宮職業安定所に行っていない方は、4月中に現住所のわかる書類（本人名義の賃貸契約書等）を持参して、宇都宮職業安定所で説明を受けてください。
また、他の職業安定事務所管轄の住所地にお住まいの方で、申請手続き等を宇都宮職業安定所で行いたい方は、管轄の職業安定事務所に申し出てください。宇都宮職業安定所で手続きが取れるようになる場合があります。

質問等ありましたら学生課（028-645-9227）までお問い合わせください。